

**【令和8年度】立川市立川公園野球場（コトブキヤスタジアム）における  
広告スペース使用に関する募集要項**

**1. 施設の概要等**

(1) 施設の概要

施設の名 称 立川市立川公園野球場  
所 在 地 立川市錦町6丁目29番62号  
竣 工 年 月 昭和29年4月  
施 設 面 積 20,368㎡  
施 設 概 要 グランド：両翼97m 中堅120m  
                  夜間照明設備（4基）  
                  スコアボードあり  
観 客 席 10,000人(外野芝生席を含む)  
                  スタンドのみ約1,900人  
ト イ レ バリアフリー対応

(2) 施設利用種目・利用時間等

利用種目 硬式野球・軟式野球  
利用時間

時期	利用時間
4月～10月	午前9時～午後9時
11月～12月・3月	午前10時～午後4時
1月～2月	<b>施設維持管理のため利用休止期間</b>

(3) 利用者実績

H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
18,319	12,185	15,940	13,226	8,286※1	6,146※1	21,327	20,135※2

※1改修工事のため、令和3年8月から令和4年9月まで利用を休止

※2改修工事のため、令和6年12月は利用を休止

**2. 広告スペースの使用方法等**

(1) 広告の内容

商品名、企業名、団体名等の文字とロゴ等の組み合わせを基本とした広告物とします。

なお、下記の立川市広告掲載規則第5条に規定されている事項等に該当する場合は、広告を掲載できません。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 風俗営業等に係るもの
- ・ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ・ 政治活動又は宗教活動に係るもの
- ・ 社会問題、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- ・ 暴力団等の活動に係るもの
- ・ 市の品位を損なうおそれのあるもの又は市の広報内容に反し、若しくは市の名誉を傷つけるおそれのあるもの
- ・ 青少年に対し飲酒や喫煙等を助長する恐れのあるもの

## (2) 広告物の作成・費用

広告物については、下記の条件を確認して自己負担で作成し、市が別途指定する日程により施工をお願いします。なお、経年劣化や利用環境（プレーによりボールが当たるなど）により変状が見受けられた際には、市から使用者に補修等の依頼又は指示を行うこととします。作成、施工、原状回復、経年劣化などによる補修等に係る費用はすべて自己負担となります。

### ○ 材質

- ・ シート状のもの（厚みの無いもの）で、剥離することができるものとし、太陽光及び照明等を反射しないもの。
- ・ シールでの広告施工については、下地加工を行うと剥離する際にラバーフェンスを損傷することがあります。ラバーフェンス等の損傷については、原状回復をしていただきますので、ご注意ください。
- ・ 塗料については、フェンス自体に伸縮性があるため、伸縮追随性の高い塗料を使用してください。

### ○ 加工

- ・ 直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施したものとします。

### ○ 色調

- ・ 野球場（フェンス）については、青を基調とした下地または透明の下地に、薄い黄色を基調とした文字色とします（文字のみのカッティングシール施工も同様です）。

## 3. 広告スペース使用の応募方法

### (1) 提出物

- ① 広告スペース使用申請書
- ② 広告掲載申込書
- ③ 広告物の原稿の見本または広告内容等の概要書

### (2) 提出先

〒190-8666 立川市泉町 786 番地の 11

立川市文化スポーツ部スポーツ振興課企画調整係 宛（泉市民体育館内）

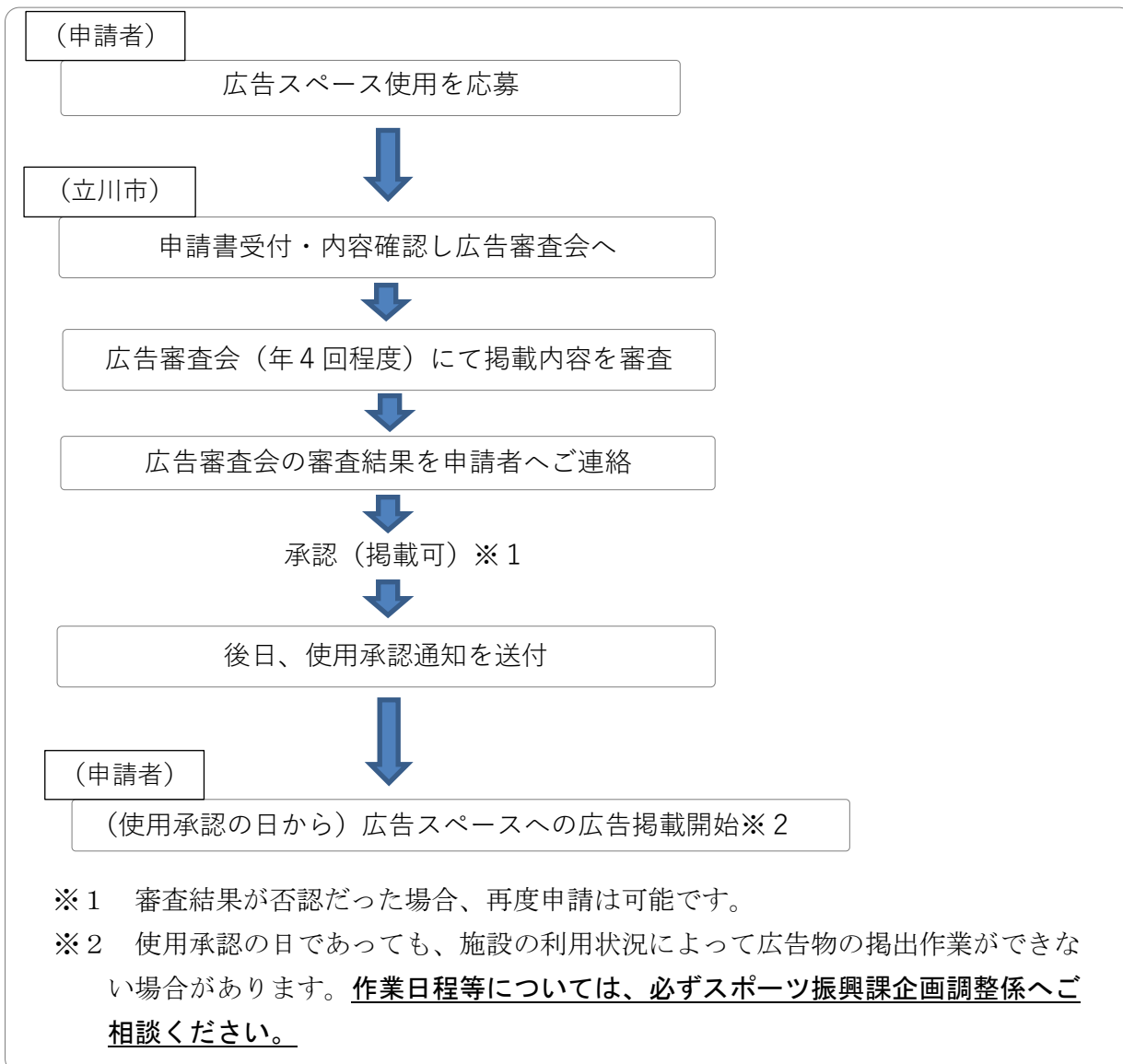
(3) 注意事項

- ・ 原則として、使用申請書の提出後の取下げは認めませんので、提出の際は十分検討をされたうえでお願いします。

#### 4. 広告スペース使用事業者及び区画の決定について

広告スペース使用事業者及び区画は、先着で決定します。ただし、申請が同時多数の場合は抽選決定します。

【応募から使用承認までの流れ】



#### 5. 使用期間

広告スペース使用期間は、使用承認の日から当該年度の3月31日までとします（運動場の利用休止期間（1月から2月）を含む）。使用料は「6. 広告掲載料等」（2）を参照ください。

【参考】令和8年度の応募時期と最早の使用開始日（予定）について

応募時期	使用開始日(予定)
～令和8年4月30日(木)	令和8年6月1日(月)以降
令和8年5月1日(金)～令和8年7月31日(金)	令和8年9月1日(火)以降
令和8年8月3日(月)～令和8年10月30日(金)	令和8年12月1日(火)以降
令和8年11月2日(月)～令和9年1月29日(金)	令和9年3月1日(月)以降

翌年度も使用を希望する場合は、再度申請書を提出することができます。同一の区画で使用申請し、承認を受けた場合は引き続き使用することができます。この場合、5年間（年

度)を上限とし、継続の使用申請が優先されます。

ただし、すでに掲示している広告物について、劣化等による補修等の指示に応じない場合は、5年間の優先規定が適用されない場合もあります。

## 6. 広告掲載料等

### (1) 年間使用料

広告スペース (掲出箇所)	広告スペース使用料 (年間)	区画
外野フェンス (1m×10m)	100,000円	全12区画

※ 区画位置及び空き区画については、別紙をご参照ください。

※ 応募状況により、ご希望いただいた区画以外の区画への掲出をご相談させていただく場合がございます。

### (2) 年度途中からの使用料

使用開始月から当該年度の3月31日までの月数に応じた使用料を決定します (運動場の利用休止期間 (1月から2月) を含めて計算しますので、ご注意ください)。

例：9月使用開始の場合、使用期間は9月～翌3月の7か月となりますので、使用料は58,333円となります。

【計算例：100,000円×7/12月=58,333円 (小数点以下切捨て)】

### (3) 使用料の支払期限

広告スペースの使用料は、使用承認の決定のあった日から指定する日までの間に、その全額を納入ください (使用開始月から年度末までの期間分までの月割計算になります)。

## 7. 広告スペース使用期間の完了

使用期間終了後においても引き続き広告スペースの使用を希望しない場合は、使用期間終了の1か月前までにスポーツ振興課に報告し、原状回復等について協議を行ってください。

## 8. 施設の愛称

株式会社壽屋のネーミングライツ取得に伴い、令和5年4月1日からは「コトブキヤスタジアム (立川公園野球場)」の愛称の使用をしています。

### 【提出先・利用に関する問合せ先】

立川市文化スポーツ部スポーツ振興課企画調整係 (泉市民体育館内)

〒190-8666 立川市泉町786番地の11

電話番号：042-529-8515 Fax番号：042-534-5169

e-mail アドレス：sports@city.tachikawa.lg.jp

## 別紙：区画位置



### 【空欄は申込可能です】

(令和8年4月1日現在)

L6	L5	L4	L3	L2	L1	R1	R2	R3	R4	R5	R6
				済	済	済	済				

※ 使用スペースに空きが生じないよう、原則としてセンター寄りの区画1→6の順番に使用を決定します。そのため、お申込みいただいた際に掲出を希望する具体的な区画番号をお知らせいただいた場合でも、応募状況により、ご希望いただいた区画以外の区画への掲出をご相談させていただく場合がございます。

※ ネーミングライツに係る使用スペースがありますので、ご了承ください。